

平成30年度農業経営復旧・復興対策特別保証事業のご案内

<目的>

東日本大震災による被害を受けられた農業を営まれている皆様に対して、速やかな復旧・復興のための取組みに必要となる資金を円滑に融通するため、緊急的な融資保証支援を行います。

<平成30年度保証枠>

11億円

<主な内容>

農業を営まれている皆様の復旧・復興のための取組みに必要となる資金について、無担保・無保証人融資を推進するための緊急的な保証を行います。

- ①対象者：特定被災区域【注】にほ場、事業所その他の事業拠点を有する東日本大震災により被害を受けられた農業を営まれている方（ただし、被災したことを証明する資料（罹災証明書等）が必要です。）で、
- ①東日本大震災の影響により農業経営を中止し、農業経営を再開していない方又は農業経営を再開して2年を経過していない方、
 - ②震災前売上水準の9割に達していない方で被災した事業用資産の復旧又は経営再開に必要な事業用資産の取得を行う方

【注】「特定被災区域」は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいいます。次頁の「参考」をご覧ください。

- ②対象資金：農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金
- ③担保及び保証人：新たな徴求は行いません
- ④保証の限度額：各制度資金の限度額
- ⑤保証引受期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- ⑥保証期間：各制度資金等の償還期限内
- ⑦保証料：保証料の負担はありません

※ 上記措置のほか、各都道府県の実情に応じて別途資金が準備されている場合がありますので、お近くの融資機関又はお住まいの各都道府県の農業信用基金協会にお問い合わせ下さい。

なお、審査の結果、ご希望に添いかねる場合もあります。

○詳細については、以下の機関にご相談ください。

- お近くの農協、銀行等の民間金融機関

●お近くの農業信用基金協会

(http://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/guide/nou/kyoukai_list.html)

●農林水産省の担当部局 金融調整課 (03-6744-2171)

特定被災区域一覧（平成24年2月22日現在）

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第3項の規定により政令で定められた特定被災区域は、以下のとおりです。

県名	特 定 被 災 区 域
青森県	八戸市、上北郡おいらせ町 ----- 三沢市 三戸郡階上町
岩手県	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、岩手郡雫石町、同郡葛巻町、同郡岩手町、同郡滝沢村、紫波郡紫波町、同郡矢巾町、和賀郡西和賀町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡軽米町、同郡野田村、同郡九戸村、同郡洋野町、二戸郡一戸町 ----- (無し)
宮城県	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、刈田郡蔵王町、同郡七ヶ宿町、柴田郡大河原町、同郡村田町、同郡柴田町、同郡川崎町、伊具郡丸森町、亶理郡亶理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、黒川郡大和町、同郡大郷町、同郡富谷町、同郡大衡村、加美郡色麻町、同郡加美町、遠田郡涌谷町、同郡美里町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町 ----- (無し)
福島県	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、同郡国見町、同郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、同郡天栄村、南会津郡下郷町、同郡檜枝岐村、同郡只見町、同郡南会津町、耶麻郡北塩原村、同郡西会津町、同郡磐梯町、同郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、同郡湯川村、同郡柳津町、大沼郡三島町、同郡金山町、同郡昭和村、同郡会津美里町、西白河郡西郷村、同郡泉崎村、同郡中島村、同郡矢吹町、東白川郡棚倉町、同郡矢祭町、同郡塙町、同郡鮫川村、石川郡石川町、同郡玉川村、同郡平田村、同郡浅川町、同郡古殿町、田村郡三春町、同郡小野町、双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡新地町、同郡飯舘村 ----- (無し)

県名	特 定 被 災 区 域
茨城県	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、同郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、同郡阿見町、同郡河内町、北相馬郡利根町 古河市、結城市、坂東市
栃木県	宇都宮市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 芳賀郡益子町 同郡茂木町 同郡市貝町 同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 同郡那珂川町 足利市 佐野市
埼玉県	(無し) 久喜市
千葉県	千葉市、旭市、習志野市、我孫子市、浦安市、香取市、山武市、山武郡九十九里町 銚子市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、東金市、柏市、八千代市、印西市、富里市、匝瑳市、印旛郡酒々井町、同郡栄町、香取郡神崎町、同郡多古町、同郡東庄町、山武郡大網白里町、同郡横芝光町、長生郡白子町
新潟県	十日町市、上越市、中魚沼郡津南町 (無し)
長野県	下水内郡栄村 (無し)

(注) 各県の「特定被災区域」欄中、

①上段は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に関する法律（以下単に「財特法」という。）第2条第3項の「災害救助法が適用された市町村のうち政令で定めるもの」

②下段は、財特法第2条第3項の「これに準ずる市町村として政令で定めるもの」です。